

工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名 : 31-2 公共大谷本郷(補) 污水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字大谷本郷地内

3 工 種 : 土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和元年11月 8日から 令和2年 3月19日まで	令和元年 一月 一日から 令和2年 3月27日まで
契約金額 (税込)	24,013,000 円	24,181,300 円
工 事 概 要	工事延長 327.1m 污水管布設工(φ200) 317.9m アルミ矢板土留2.0m 47.3m アルミ矢板土留2.5m 176.3m 組立1号マンホール設置工 8箇所 組立楕円マンホール設置工 2箇所 組立塩ビマンホール設置工 1箇所 取付管工 18箇所 付帯工 1式	工事延長 328.0m 污水管布設工(φ200) 318.8m アルミ矢板土留2.0m 50.2m アルミ矢板土留2.5m 173.2m 組立1号マンホール設置工 7箇所 組立楕円マンホール設置工 3箇所 組立塩ビマンホール設置工 1箇所 取付管工 — 付帯工 —

5 変更理由

本工事においては、下記の事由により数量の増減が生じるため、変更する。

- ・事前試掘調査を行った結果、3161、3162、3163-1 路線において既設埋設管が錯綜し支障となるため、污水管布設位置及び污水管布設延長を変更する。また、污水管布設位置の変更に伴い管路土留工を変更する。(污水管布設延長 0.9m 増、アルミ矢板土留 2.0m L=2.9m 増、アルミ矢板土留 2.5m L=3.1m 減)
- ・3161 路線においては、既設雑排水管が支障となり、組立1号マンホールが設置できないことから、組立楕円マンホールへ変更する。
(組立1号マンホール1箇所減、組立楕円マンホール1箇所増)
- ・取付管位置について、地権者の意向より当初想定していた位置から、他路線へ設置を希望したため、取付管位置を変更する。また、大谷小学校施設管理者の要望により、取付管径をφ125mmからφ150mmへ、2箇所変更する。
(取付管工18箇所(φ125mm 16箇所 φ150mm 2箇所))
- ・污水管布設位置変更に伴う線形の再検討に時間を要し工事進捗に遅滞が生じているため、工期を延期する。

以上のことから、増額変更及び工期を延期する。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が250万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。